

広島市安芸区選挙管理委員会告示第4号
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安芸区役所 3階第1会議室	広島市安芸区船越南 三丁目4番36号	令和8年1月28日から 同年2月7日まで
広島市安芸区役所 中野出張所	広島市安芸区中野 三丁目20番9号	令和8年1月28日から 同年2月7日まで
広島市安芸区役所 阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町 6257番地の2	令和8年1月28日から 同年2月7日まで
広島市安芸区役所 矢野出張所	広島市安芸区矢野東 五丁目7番18号	令和8年1月28日から 同年2月7日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月3日から 同年2月5日まで 午前10時から午後8時